

条 例

埼玉県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十八号

埼玉県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項の規定に基づき、女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第二条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

(人権の尊重)

第三条 女性自立支援施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の意思及び人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 女性自立支援施設においては、入所者の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、職員に対し、必要な措置を講じなければならない。

(基準と女性自立支援施設)

第四条 女性自立支援施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第五条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第六条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を策定しなければならない。

2 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第七条 女性自立支援施設の安全計画の策定等に係る基準は、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和五年厚生労働省令第三十六号。以下「省令」という。）第六条に規定する基準の例によることとする。

(苦情への対応)

第八条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第九条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

(職員配置の基準)

第十条 女性自立支援施設の職員配置に係る基準は、省令第九条に規定する基準の例によることとする。

(職員の知識及び技能の向上等)

第十一条 女性自立支援施設の職員は、常に自己研鑽きんかんに励み、女性自立支援施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(施設長の資格要件)

第十二条 女性自立支援施設の施設長の資格要件に係る基準は、省令第十条に規定する基準の例によることとする。

(設備の基準)

第十三条 女性自立支援施設の設備に係る基準は、省令第十一条に規定する基準の例によることとする。

(秘密保持等)

第十四条 女性自立支援施設の秘密保持等に係る基準は、省令第十二条に規定する

基準の例によることとする。

(居室の入所定員)

第十五条 一の居室の定員は、原則一人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を二人以上とすることができる。

(自立支援等)

第十六条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

第十七条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第十八条 女性自立支援施設の業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第十六条に規定する基準の例によることとする。

(保健衛生)

第十九条 女性自立支援施設の保健衛生に係る基準は、省令第十七条に規定する基準の例によることとする。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第二十条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が省令第十八条の厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(関係機関との連携)

第二十一条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

(電磁的記録)

第二十二条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)

2 埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第六十二号）は、廃止する。

(施設長の任用に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の埼玉県婦人保護施設の設備

及び運営に関する基準を定める条例第十二条の規定により施設長に任用されている者は、第十二条の規定により任用された者とみなす。

(居室の面積及び入所人員に関する経過措置)

4 この条例の施行前に設置された施設における居室の床面積及び入所人員については、第十三条及び第十五条の規定にかかわらず、当分の間、附則第二項の規定による廃止前の埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第十三条及び第十四条の規定によることができる。ただし、施設を改築し、又は増築する場合はこの限りではない。